

第 44 回 北 区 区 政 会 議 事前質問に対する回答

北区役所

事前質問票

(北区区政会議委員：二口 勇)

質問項目

ヤングケアラー及び中学校不登校生について

関連資料

資料 2 の 12 ページ

質問内容

不登校生への対応をお聞きしたい。
CSW、SSW、スクールカウンセラーの方達の対応。

【回答欄】

(北区役所担当課：福祉課)

大阪市では、不登校生への対応やヤングケアラーの気づきについて、遅刻・早退、欠席状況等から、学校教員による声掛けや聞き取りなどにより対応しております。また、スクールカウンセラーも定期的に配置されており、学校内の「相談窓口」として、子どもたちに寄り添い家庭での困りを聞き取りしています。「チーム学校」として、教員だけではなくスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（以下 SSW）などが協力しながら対応にあたっているところです。

特に北区においては、こどもサポートネット SSW（2 名計 54 時間/週）に加え、北区 SSW（2 名計 40 時間/週）を追加配置し、こどもサポート推進員（3 名計/90 時間）とともに協力しながら、利用可能な福祉制度の利用促進や登校支援等に努めています。

また、地域の皆さんが取り組まれている「子ども食堂」や「子どもの居場所」などのインフォーマルな社会資源へのつなぎには、北区社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）や、地域福祉コーディネーター（Co）にも協力していただきながら、子どもたちやその保護者への寄り添い支援を行っているところです。

事前質問票

(北区区政会議委員：島村 恭平)

質問項目

地域でつながり支え合う活動の支援について

関連資料

資料 2 の 1、16 ページ

質問内容

第2期大阪市北区地域福祉計画では、「取組みの柱（3つの柱）」の1つとして「【1】地域でつながり支え合う活動の支援」が掲げられており、次期計画の策定にあたって「（3つの柱を）維持しつつ、今日的な課題について考察していく」という方向性が示されています。

この点に関して、港区では社会福祉協議会が地域と協働してワークショップを行い、小学校区（全11地域）ごとに「地域福祉活動計画」が策定されています。そして、第3期計画（令和5年度～令和8年度）策定に向けて各地域活動協議会等で行われたワークショップを通じて、第2期計画（令和元年度～令和4年度）を丁寧に振り返り、地域活動の意義や目的、活動者の思いを再確認できる機会にもなったと報告されており（「第3期港区地域福祉活動計画」巻頭ごあいさつ）、地域住民自らが地域福祉を考える場として大変意義のあるものだと考えています。

北区においても、港区のような地域ごとに地域福祉について検討されている計画等はあるのでしょうか。不勉強で申し訳ございませんがご教示願います。

（参考）大阪市港区社会福祉協議会「第3期港区地域福祉活動計画」（令和5年3月）

http://minatoku-shakyo.com/pdf/231027_fukushi-katsudou.pdf



【回 答 欄】

(北区役所担当課：福祉課)

北区においては、「第1期北区地域福祉計画」(平成27年(2015年)から平成31年(2019年))及び「北区運営方針」に基づき、平成27年度(2015年)から区内19地域で各地域の特性を生かした小地域福祉行動計画を策定することで、住民自身が考え、見直し、活動者の裾野を広げ、新しいアイデア・感覚を取り入れて各地域での活動を活発にしていける必要があるとして、「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」を締結し、北区社会福祉協議会と連携し策定支援を実施してきました。

この間、平成27年(2015年)から概ね3年間で、9地域において、それぞれの地域の特性や取組を反映した計画が策定されています。

また、今年度においては「大淀西地域」及び「豊崎東地域」が第2期小地域福祉活動計画の策定委員会が開催され、福祉課および区社会福祉協議会職員も参加し検討に加わりました。

さらに「豊崎地域」や「中津地域」も第2期の策定に向け、検討を始められるとお聞きしています。

現行の第2期北区地域福祉計画については令和6年度が最終年度であり、今後は第3期計画の策定に向け、現計画の成果の振り返りと次期計画の検討を進めてまいります。

この区地域福祉計画に基づく取組については、これら小地域福祉計画に掲げられる各地域の取組とも密接にかかわるものであり、引き続き、各地域における計画の策定と実施について区としても連携して支援していくとともに、次期区地域福祉計画の策定にあたっても、地域の皆様のご意見を踏まえつつ検討を進めてまいります。

事前質問票

(北区区政会議委員：笠井あゆみ)

質問項目

北区におけるこども家庭センターの配置の考え方について

関連資料

資料 2 の 15 ページ

質問内容

母子保健と児童福祉が必要な妊産婦や子どもに対する支援のサポートプランのイメージ事例があれば知りたい。

都市型子育ての「身近に相談者がいない孤立した育児」にとって必要なコミュニティ醸成には、妊婦と地域がゆるやかにつながる必要を感じる。そのために、産科を持つ医療機関として、済生会病院や北野病院の行政との協働場面は創造することは可能でしょうか。どうしても産後の行動力を必要として支援（地域子育て支援拠点）が主になっているように感じており、産後すぐに利用促進するために、妊娠期からの地域子育て支援拠点や子育てサロンへの参加により、産後の孤立を解消できるように、医療機関との連携が叶えばと思っている。

【回答欄】

(北区役所担当課：福祉課・健康課)

母子保健と児童福祉が必要な妊産婦や子どもに対する支援のサポートプランのイメージの一例としては、ハイリスク妊婦などへ出産後の「安心して子育てができる」ための利用可能な制度や、子育て支援施設・地域子育てサロンの利用等の情報について、対象者の意向や解決すべき課題、支援の種類やその内容等を、担当者と一緒に考えながら「サポートプラン」を作成します。一緒に考えることで、相談できる信頼関係を丁寧に積み上げていくことをめざします。

保健福祉センターは、産科医療機関から要養育支援者情報の提供を受け必要な個別対応を行うなど日頃から産科医療機関との連携を図っており、北区では、その連携を深めるため、済生会中津病院や北野病院等と「北区産科医療機関・保健福祉センター連絡会」を定期的に開催し、情報共有、意見交換にも努めているところです。また、育児経験のない母親の孤立防止等を目的とした「親子の絆づくりプログラム」も済生会中津病院、北野病院と連携して開催しており、今後もこれらの連携した取組みを効果的に進めていきたいと考えています。

事前質問票

(北区区政会議委員：笠井あゆみ)

質問項目

第2期大阪市北区地域福祉計画取り組みの3つの柱について

関連資料

資料 2 の 1 ページ

質問内容

【1】地域でつながり支えあう活動の支援の中で、乳児期、幼児期、学童期の子育て世帯がゆるやかにつながりあいながら地域活動を生み出した時、既存の地域活動の枠には入らないが、新たなつながり、コミュニティが要支援者を支える活動となった場合、具体的な支援を行政から受けることができますか？

本計画の中には、そのような新たな地域福祉課題解決に向けた活動支援が含まれますか？

資料内では、既存の地域コミュニティ、高齢者福祉、障がい福祉、子育て支援が見受けられますが、「大切にしたい視点」の中に「ふくしの学びから生まれた場づくり」とあります。新しい活動から生まれる場を行政としてどのように具体的に連携しながら福祉充実へとつなげていけますか？

【回 答 欄】

(北区役所担当課：福祉課)

地域福祉計画の取り組みの3本柱の1つとして、「地域でつながり支えあう活動支援」とあり、様々な課題を抱え支援を必要とする方々に対しては、区役所や行政機関による法や制度に基づく支援とともに、日常の見守りや支援など、地域の皆さまによる普段からの支えあいが大変大きな役割を担っていただいていると実感しております。

このような地域において支えあう仕組みづくりを支援するため、北区では、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)や地域福祉コーディネーター (Co) などの専門的人材の配置や有償ボランティア「まちともサービス」の運営などを行う「住民主体の福祉コミュニティづくり推進事業」を実施し、真に住民が主体となる福祉コミュニティづくりを目指して取り組みを進めてまいりました。

特に子育て支援については、令和4年度から「北区地域子育て連絡会」としての活動を再開し、今年度4年振りに「地域出張イベント&相談会」を実施することができました。行政が地域に出向き、地域と一体となって子育て支援を活性化する取り組みを進めております。

一方で、大阪市による地域子育て支援拠点事業（ひろば型等）においては、地域の皆様に子どもたちやその保護者の居場所づくりや各種相談業務を担っていただくなど、より地域に近いお立場で行政と地域をつなぐ重要な取組みと認識しております。

北区においては、この間、都心回帰や再開発の流れの中で、区内人口の急激な増加のなかで、マンション住民によるコミュニティや、子育て、防災など目的や役割による新たな地域の結びつき・活動の形が生まれてきています。こういった既存のコミュニティの枠組みにとらわれない新たな区民コミュニティやつどいの場、そこから生まれた新たな活動と、地域で長年住み暮らす区民の皆様のコミュニティ活動とを結びつけ、各々の長所を尊重し発展させていくことが、現計画に掲げる「地域でつながり支えあう活動支援」の目指すべき方向でもあったと考えています。

現行の第2期北区地域福祉計画については令和6年度が最終年度であり、今後は第3期計画の策定に向け、現計画の成果の振り返りと次期計画の検討を進めてまいります。

次期区地域福祉計画の策定にあたっては、現計画において地域の皆様とともに進めてきた取組みも含め、様々な活動を担っていただいている区民の皆様のご意見をいただきながら検討を進めてまいります。

事前質問票

(北区区政会議委員：島村 恭平)

質問項目

個別避難計画の作成について

関連資料

資料 2 の 3 ページ

質問内容

災害対策基本法が令和3年5月に一部改正され、避難に支援が必要な方々の個別避難計画を令和8年度末までに作成することが市町村の努力義務となりました。そのため、北区役所においても、個別避難計画の作成作業が進められていると思いますが、作成方針、現在の進捗状況についてご教示願います。

また、3ページの「災害時も含めた自助・共助・公助の連携による支援体制づくり」の資料の中で、【区役所】のところに（防災・福祉）と示されていますが、個別避難計画の作成にあたり、具体的にどのような庁内体制で業務を担当されているのでしょうか。

【回答欄】

(北区役所担当課：地域課)

個別避難計画の作成にあたっては、要支援者本人はもちろんのこと地域の自主防災組織、民生委員などの関係者に対し計画作成の必要性や個人情報の取り扱いなどの理解を得る必要があることから、丁寧に説明し、信頼関係を構築しながら進めております。

本年1月末時点で、区内4地域で着手し、約500件作成しております。

業務執行体制としては、防災担当である地域課が中心となり、地域福祉の推進、見守りネットワーク事業や民生委員児童委員業務等を担う福祉課と連携し情報共有や地域説明を行っている状況です。なお、さらなる計画作成の推進に対応するため、令和6年度より会計年度任用職員1名を新たに配置予定としております。